

「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 平成 31 年 4 月 1 日

仕 事 の 内 容	中小企業勤労者生活資金融資あっせん事業				
担当部署・課長名	産業振興	課	商工	係	課長名 小川 泉

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。			施策番号	3 - 1	-
【施策名】 勤労者福祉の向上			総合計画書 (ページ)	69	
予算名	款 5 労働費	項 1 労働諸費	目 1 労働諸費	事業 1	中小企業勤労者生活資金融資事業費

1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 中小企業に勤める融資が必要な市民	→	① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) 申請者数
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 生活資金が融通されている	→	② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) ①融資決定件数 ②融資決定金額
	③ そのために何をしましたか。 市内に居住する中小企業勤労者に対し、生活資金の融資斡旋を行う。	→	③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) ①融資斡旋件数 ②融資斡旋金額

2 指標の推移		単位	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度目標	平成32年度目標
	対象指標	①の数値	人	0	0	0	/
	成果指標	②の数値	件 円	0 0	0 0	0 0	/
	目 標	②の目標値		/	/	/	/
		目標値設定の考え方					
	活動指標	③の数値	件 円	0 0	0 0	0 0	/

3 経費	事業費(実績)		円	3,020,000	3,020,000	3,020,000	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、8,244,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成29年度決算数値。(退職手当組合負担金、共済費も含む。)
	財源	一般財源	円	3,020,000	3,020,000	3,020,000	
		特定財源	円	0	0	0	
		(うち受益者負担)	円	0	0	0	
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	0.1	0.1	0.1	
		所要人数(再任用)	人	0.0	0.0	0.0	
		職員人件費(再任用以外)	円	825,300	825,300	824,400	
	職員人件費(再任用)	円	0	0	0		
事業費+人件費		円	3,845,300	3,845,300	3,844,400		

この仕事における市の裁量 市の裁量は大きい

4 環境変化	この仕事の開始時期(開始年度)、何を目的に開始していますか。 昭和56年4月1日 東大和市中小企業生活資金融資条例及び同上施行規則 施行 市内に住所を有する中小企業勤労者に対し、生活資金の融資を斡旋することにより、その福祉を増進することを目的。
	開始当初と比較し、状況の変化はありますか。 ここ数年、本制度の問合せについては数件あるが、具体的な融資相談までには至っていない。

仕 事 の 内 容	中小企業勤労者生活資金融資あっせん事業			
担当部署・課長名	産業振興	課	商工	係 課長名 小川 泉

5 市民等の意見
この仕事に関して、平成30年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について
本事業における利用率については、近年決して高いとは言えないものであるが、市内に住所を有する中小企業勤労者に対して、こういった事業の利用を検討していただく選択肢としては、重要度の高い事業であるとの共通認識を課内担当者及び、中央労働金庫立川支店担当者との情報共有を図っているものである。

6 市民協働
(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択。（複数回答可）

取組みは無い	取組手法	【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）
--------	------	---

(2)平成31年度に向け、さらに適した協働の形態とするための「考え」又は「気付いた」点

7 課題
(1)「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート 「7 課題（2）」の内容
事前問合せや相談等はあるが融資申請に至らないことが多い
(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成30年度に実施したこと。
制度の活用度や、融資申請に至る件数を増加させるためにどうしたら良いか、中央労働金庫担当者とも話し合いを行った。
(3)(2)を踏まえた今後の課題
更なる事業周知や、問合せがあった際の対応等引き続き改善を検討し、実施していく必要がある。

8 今後の方向性
(1)仕事の方向性（「7 課題（3）」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など）
融資金額及び資金用途等の条例及び施行規則の見直しの検討。
(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等
中央労働金庫立川支店と意見交換等を実施し、事業の内容について精査、検討を継続していく必要がある。ただし、東大和市中小企業生活資金融資条例第3条第2項の記載のとおり、今後申請の可能性がある状況で預託金を融資のために基金として預けている以上、事業を廃止することは困難である。また、融資申請の条件や、融資申請後の可決、否決の判断などは中央労働金庫の判断となる為、市として単独の裁量はないが、制度内容をより活用しやすいように条例改正の必要性も含めて、中央労働金庫と共に検討していく。
(3)改革・改善案による期待成果
上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。

成果	成果を向上させる。	経費	仕事の経費は維持する。
----	-----------	----	-------------